

畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部改正について

畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱（令和4年6月16日付第202200065287号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前					
第1条～第8条 略						第1条～第8条 略					
別表						別表					
1 補助 事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な 変更	6 実績報告 期限	1 補助 事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な 変更	6 実績報告 期限
1 酪農 経営 支援	大山乳業農業協同組合 (以下「大山乳業」という。)	令和6年4月から令和7年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛(経産牛)1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,400円のどちらか低い額から基準価格2,296円を減じた額に乳用牛(経産牛頭数)と日数を乗じて得た額	1/2以内	補助金の増額に係るもの	令和7年3月28日	1 酪農 経営 支援	大山乳業農業協同組合 (以下「大山乳業」という。)	令和6年4月から令和6年6月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛(経産牛)1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,400円のどちらか低い額から基準価格2,296円を減じた額に乳用牛(経産牛頭数)と日数を乗じて得た額	1/2以内	補助金の増額に係るもの	令和6年6月30日
2 牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	令和6年4月から令和7年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度(以下「牛・豚マルキン」という。)で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの(肉豚については見込みの)標準的生産費から1頭当たりの(肉豚については見込みの)標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額	1/2以内		事務費、手数料	定額	2 牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	令和6年4月から令和6年6月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度(以下「牛・豚マルキン」という。)で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの(肉豚については見込みの)標準的生産費から1頭当たりの(肉豚については見込みの)標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額		1/2以内

<p>3 養鶏 経営 支援</p>	<p>鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし次に掲げる(1)及び(3)又は(2)及び(3)若しくは全てを満たす者 (1)・(2)略 (3)ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間中、営農を行っていること。</p>	<p>(1)肉用鶏 ア 第2欄の(1)と(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和7年3月7日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に次の表の単価を乗じて得た額 イ 第2欄の(1)又は(2)及び(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和7年3月7日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に次の表の単価を乗じて得た額 (肉用鶏単価表)</p> <table border="1" data-bbox="474 627 797 742"> <tr> <td>期間</td> <td>R6.4.1 ~R6.6.30</td> <td>R6.7.1 ~R7.3.7</td> </tr> <tr> <td>補てん金単価</td> <td>6円</td> <td>21円</td> </tr> </table> <p>(2)採卵鶏 ア 第2欄の(1)と(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に次の表の係数を乗じて得た羽数に、次の表の単価を乗じて得た額。 イ 第2欄の(1)又は(2)及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に1.6を乗じて得た羽数に、次の表の単価を乗じて得た額。 (採卵鶏係数、単価表)</p> <table border="1" data-bbox="474 1185 797 1329"> <tr> <td>期間</td> <td>R6.4月 ~R6.6月</td> <td>R6.7月 ~R7.3月</td> </tr> <tr> <td>係数</td> <td>1.6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補てん金単価</td> <td>6円</td> <td>21円</td> </tr> </table>	期間	R6.4.1 ~R6.6.30	R6.7.1 ~R7.3.7	補てん金単価	6円	21円	期間	R6.4月 ~R6.6月	R6.7月 ~R7.3月	係数	1.6	5	補てん金単価	6円	21円	<p>1 / 3 以内</p>	<p>令和7年 3月11 日</p>	<p>3 養鶏 経営 支援</p>	<p>鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし次に掲げる(1)及び(3)又は(2)及び(3)若しくは全てを満たす者 (1)・(2)略 (3)ただし、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの期間中、営農を行っていること。</p>	<p>(1)肉用鶏 ア 第2欄の(1)と(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和6年6月30日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に6円を乗じて得た額 イ 第2欄の(1)又は(2)及び(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和6年6月30日までににおける出荷羽数に6円を乗じて得た額 (2)採卵鶏 ア 第2欄の(1)と(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に1.6を乗じて得た羽数に、6円を乗じて得た額 イ 第2欄の(1)又は(2)及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における飼養羽数に1.6を乗じて得た羽数に、6円を乗じて得た額</p>	<p>1 / 3 以内</p>	
期間	R6.4.1 ~R6.6.30	R6.7.1 ~R7.3.7																						
補てん金単価	6円	21円																						
期間	R6.4月 ~R6.6月	R6.7月 ~R7.3月																						
係数	1.6	5																						
補てん金単価	6円	21円																						

※飼料価格等が大幅に変動した場合は、「1 酪農経営支援」の基準価格や「3 養鶏経営支援」の補てん金単価の変更もあり得るものとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

畜産経営緊急救済事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

- 1 略
 2 事業の内容及び計画（実績）
 (1) 略

- (2) 肉牛及び養豚経営支援
 ア 事業費及び補助金

略

イ 事務費、手数料

実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費)	②県補助金額 (定額)	備考
計				

- (3) 養鶏経営支援
 ア

直前の事業年の □粗利額 / □広義の 粗利額			基準 期間	左記の令和3年における □粗利額 / □広義の 粗利額			差引額
令和 年	A	円		令和 年	B	円	
						B - A 円	
減少幅 (B - A) ÷ B × 100 ※小数点以下切り捨て							%減

- イ 略
 ウ 事業費及び補助額

様式第1号（第4条、第7条関係）

畜産経営緊急救済事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

- 1 略
 2 事業の内容及び計画（実績）
 (1) 略

- (2) 肉牛・養豚経営支援
 ア 牛・豚マルキン

略

- (3) 養鶏経営支援
 ア 売上総利益（粗利）の状況 ※法人のみ

対象 期間	直前の事業年 ^度 の □粗利額 / □広義の 粗利額			基準 期間	左記の令和3年 ^度 に おける □粗利額 / □広 義の粗利額			差引額
	令和 年	A	円		令和 年	B	円	
							B - A 円	
減少幅 (B - A) ÷ B × 100 ※小数点以下切り捨て								%減

- イ 略
 ウ 事業費及び補助額

事業実施 主体名、 農家名	実施 時期	農家名	①羽数 (※注1・2) 羽	②事業費 (①×6円又は 21円) 円	③県補助金額 (②×1/3以内) 円	備考 (※注3)
計						

※注1 実績報告の際は、肉用鶏は令和6年4月から令和7年3月7日までの出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書を添付すること。

※注2 採卵鶏の場合は、令和6年2月1日時点における飼養羽数に令和6年4月から令和6年6月は1.6、令和6年7月から令和7年3月は5を乗じて得た羽数。

※注3 令和5年の飼料費等の経費が令和3年の飼料費等の経費を上回った者はその額を記載すること。

3～6 略

様式第2号・様式第3号 略

事業実施 主体名	実施 時期	農家名	①羽数 ※注1・3 羽	②事業費 (①×6円) 円	③県補助金額 (②×1/3以内) 円	備考
						(※2注R5年 経費 円、R3 年経費 円)

※注1 実績報告の際は、肉用鶏は令和6年4月から令和6年6月30日までの出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書を添付すること

※注2 令和5年の飼料費等の経費が令和3年の飼料費等の経費を上回った者はその額を記載すること。

※注3 採卵鶏の場合は、令和6年2月1日時点における飼養羽数に1.6を乗じて得た羽数。

3～6 略

様式第2号・様式第3号 略

附 則

この改正は、令和6年7月3日から施行し、令和6年度事業から適用する。